

畜産経営環境保全実態調査について

令和元年7月1日現在

滋賀県農政水産部畜産課

1. 畜産経営農家戸数

畜産経営農家戸数（注1）は160戸であり、主な飼養畜種による内訳は乳用牛43戸、肉用牛76戸、豚3戸、採卵鶏29戸、肉用鶏9戸となっている。戸数の増減については、前年に比べて、乳用牛3戸、採卵鶏2戸の減少、豚1戸増加、肉用牛、肉用鶏の増減はなく、合計で4戸減少した。

畜種	農家戸数	前年	飼養戸数 対前年比(%)	管理基準適用状況	
				基準対象	基準以下
乳用牛	43	46	93.5	42	1
肉用牛	76	76	100.0	71	5
豚	3	2	150.0	3	0
採卵鶏	29	31	93.5	19	10
肉用鶏	9	9	100.0	2	7
計	160	164	97.6	137	23

（注1）畜産経営を行っている農家および飼料作物を栽培している農家

（学校、公共施設等で畜産経営の目的以外での飼養形態や、趣味やペットとしての飼育形態は除きます）

※資料 ・表1 畜産経営農家戸数および管理基準適用戸数

・図1 畜産経営農家戸数および管理基準適用戸数の推移

2. 畜産経営に起因する苦情の発生状況（注1）

畜産経営に起因する苦情の発生件数は9件で、昨年と比較して7件減少した。

苦情発生率（注2）は5.6%（前年9.7%）となり、前年より減少した。

内容別にみると、悪臭関連が7件であり、このうち、害虫発生を伴うものが1件、水質汚濁を伴うものが1件あった。

畜種別発生件数は、乳用牛が1件、肉用牛が1件、採卵鶏が5件、肉用鶏が1件、その他が1件であった。

	苦情の内容							対応策				
	水質汚濁	悪臭発生	害虫発生	水質汚濁 悪臭発生	水質汚濁 害虫発生	悪臭発生 害虫発生	その他	計	処理施設 助成	処理衛生 技術指導	紛争の 仲介	その他
乳用牛							1	1		1		
肉用牛							1	1			1	
豚								0				
採卵鶏		3				1		4		4		
肉用鶏			1					1				1
その他		1						1				1
計		4		1		1	2	8		5	1	2

注1：発生件数は当該年の7月1日までの1年間に市町等行政機関に届け出られたもの

注2：苦情発生率＝発生件数／畜産経営農家戸数

※資料 ・表2 畜産経営に起因する苦情の発生状況

・図2 年次別苦情発生件数

3. 家畜排せつ物の処理と利用について

家畜排せつ物の年間発生量（注1）は、乳用牛 45.7 千トン、肉用牛 184.8 千トン、豚 6.9 千トン、採卵鶏 17.5 千トン、肉用鶏 3.7 千トンで、合計 258.6 千トンと推定される。

処理方法別の仕向け量は、発酵処理が228.2 千トン（88.3%）、乾燥処理が21.7 千トン（8.4%）、直接還元処理が 8.7 千トン（3.4%）となっている。

堆肥の利用状況は、全ての堆肥が肥料や土づくり等で農業利用されており、その利用先内訳は自己所有圃場 47.1 千トン（29.2%）、他人所有圃場 76.9 千トン（47.7%）、販売 37.5 千トン（23.2%）となっている。他人所有圃場への利用には、耕種農家との稲わら交換や飼料用米生産等の耕畜連携の取組が含まれている。

（単位：千 t/年）

	家畜排せつ物 発生量	仕向け量			堆肥量	堆肥利用状況		
		発酵 処理	乾燥 処理	直接還元処 理		自己所有 圃場	他人所有 圃場	販売
乳用牛	45.7	34.3	6.3	5.1	30.0	15.4	10.6	4.1
肉用牛	184.8	169.4	13.2	2.2	119.7	31.2	62.8	25.8
豚	6.9	6.9	0.0	0.0	3.7	0.0	2.3	1.4
採卵鶏	17.5	14.0	2.1	1.4	5.5	0.4	0.8	4.3
肉用鶏	3.7	3.6	0.1	0.0	2.5	0.1	0.4	2.0
計	258.6	228.2 (88.2%)	21.7 (8.4%)	8.7 (3.4%)	161.4	47.1 (29.2%)	76.9 (47.7%)	37.5 (23.2%)

注1：発生量は、家畜飼養頭羽数に原単位を乗じて算出したもの

※資料 ・表3 家畜排せつ物発生量

・図3 年次別家畜排せつ物総発生量

・別紙「堆肥の利用」

表 1 畜産経営農家戸数および管理基準適用戸数

乳用牛	農家戸数		管理基準適用戸数	
		対前年比		割合
H24	66	95.7	66	100.0
H25	62	93.9	62	100.0
H26	60	96.8	60	100.0
H27	57	95.0	55	96.5
H28	49	86.0	49	100.0
H29	48	98.0	48	100.0
H30	46	95.8	42	91.3
R1	43	93.5	42	97.7

肉用牛	農家戸数		管理基準適用戸数	
		対前年比		割合
H24	93	98.9	81	87.1
H25	90	96.8	79	87.8
H26	88	97.8	82	93.2
H27	86	97.7	78	90.7
H28	80	93.0	73	91.3
H29	77	96.3	70	90.9
H30	76	98.7	72	94.7
R1	76	100.0	71	93.4

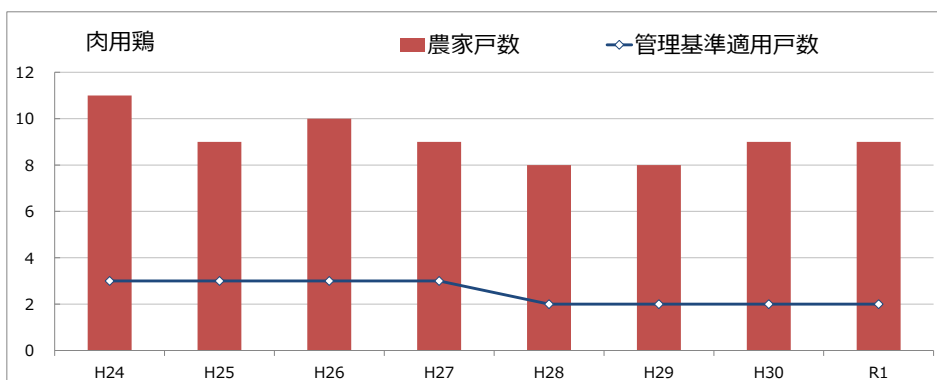
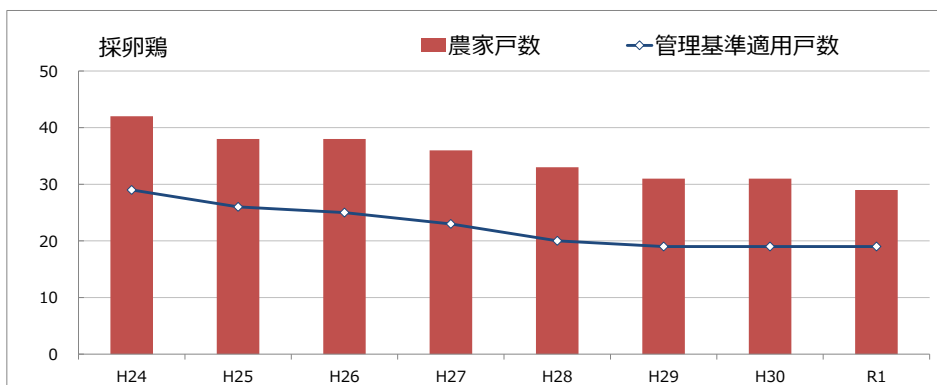
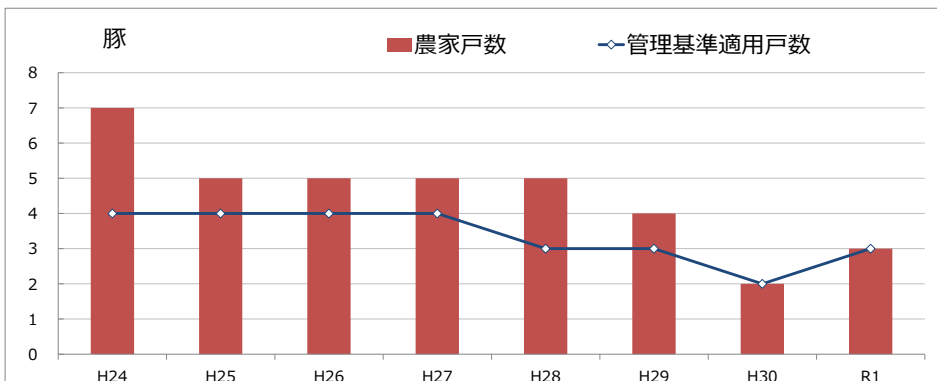
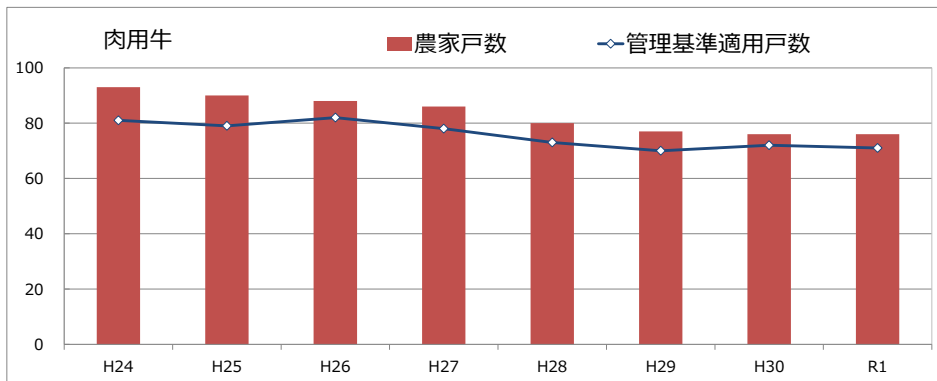
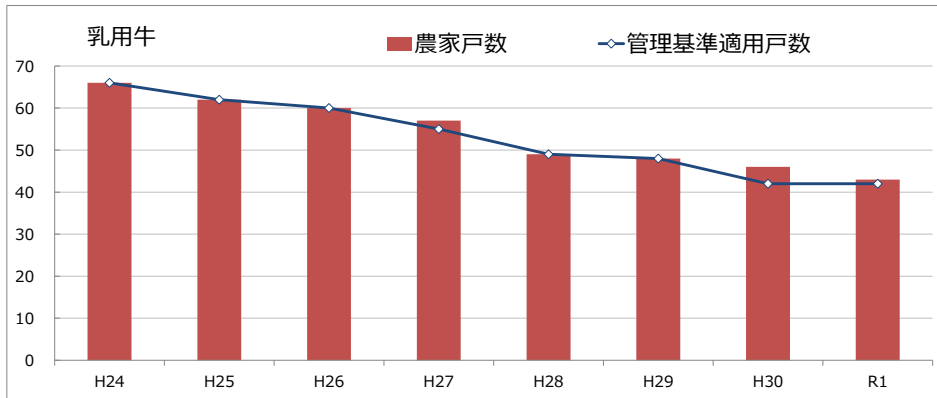
豚	農家戸数		管理基準適用戸数	
		対前年比		割合
H24	7	63.6	4	57.1
H25	5	71.4	4	80.0
H26	5	100.0	4	80.0
H27	5	100.0	4	80.0
H28	5	100.0	3	60.0
H29	4	80.0	3	75.0
H30	2	50.0	2	100.0
R1	3	150.0	3	100.0

採卵鶏	農家戸数		管理基準適用戸数	
		対前年比		割合
H24	42	93.3	29	69.0
H25	38	90.5	26	68.4
H26	38	100.0	25	65.8
H27	36	94.7	23	63.9
H28	33	91.7	20	60.6
H29	31	93.9	19	61.3
H30	31	100.0	19	61.3
R1	29	93.5	19	65.5

肉用鶏	農家戸数		管理基準適用戸数	
		対前年比		割合
H24	11	100.0	3	27.3
H25	9	81.8	3	33.3
H26	10	111.1	3	30.0
H27	9	90.0	3	33.3
H28	8	88.9	2	25.0
H29	8	100.0	2	25.0
H30	9	112.5	2	22.2
R1	9	100.0	2	22.2

※管理基準とは家畜排せつ物法第3条に基づき、畜産業を営む者が遵守すべき基準
管理基準適用対象は、牛は10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2,000羽以上

図1 畜産経営農家戸数および管理基準適用戸数の推移



- Ç \Ò 9 ÷ \Ø ý ì

® R - Ç \Ò 9 ÷ \Ø p⁻

